

平成 24 年 7 月 6 日

内閣官房長官

藤村 修 様

自殺対策を推進する議員有志の会

自殺総合対策大綱の改定に関する要望書

平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」が策定され、大綱に基づき各省庁において多くの施策が進められてきました。そして、大綱の策定から 5 年、現在、自殺対策推進室を中心に大綱の見直し作業が進められております。

つきましては、更なる自殺対策の推進につなげるためにも、下記 7 項目について自殺総合対策大綱の改定に反映させていただきたく、お願い申し上げます。

1) 自殺対策基本法「第一条 目的」を踏まえて、下記のように理念を明確にすること
自殺対策は「生きる支援」であり、自殺総合対策とは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」をめざすことである。

▼各地で自殺対策を展開する際に最も重要になってくるのが、自殺対策に関する共通理解。様々な分野の関係者が、心をつなげて連携するための理念が必要とされている。

2) 将来的な自殺予防（自殺の 0 次予防）の観点から、小中高それぞれの段階に応じた「ライフスキル（リスク対応能力）教育」を導入すること

▼「誰にどう相談すればいいかわからない」「どういった支援策があるかわからない」という状況の中で、ひとりで問題を抱え込んだ末に自殺に追い込まれる人が多いことを踏まえ、学校教育の現場において「社会的リスクに対応する力」を育む必要がある。

▼第 12 条（国民の理解の増進）国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

3) 自殺未遂者及びその家族への支援を充実させること

▼自殺のリスクが最も高い自殺未遂者への支援が不十分である。都市部に自殺未遂者専門病院を設置するなどして当事者への支援を強化し、さらに当事者の周囲にいる人たちへの支援を充実させることで、自殺未遂者の再企図を防ぐことが重要である。

▼第 17 条（自殺未遂者に対する支援）国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

4) 「いのちと暮らしの総合相談会」や「緊急駆け込みシェルター」など、全国に「生きる支援の拠点」となる体制を整備すること

▼先進的な取り組みとして行われている総合相談会や駆け込みシェルターが成果を上げていることも踏まえて、関係者が連携して困難当事者を支援するための拠点・体制を全国各地に整えるべきである。

▼第16条（自殺発生回避のための体制の整備等）国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

5) 心理的に追い詰められた状況にあっても、インターネットや携帯電話等を使って、簡単に「生きる支援策」にたどり着きやすい環境を整備すること

▼近年深刻化している若年世代への自殺対策には、若年世代にあったツールを使った支援策が必要である。「ライフスキル教育」と連動させて啓発を行うことにより、相乗効果も得られる。

▼第16条（自殺発生回避のための体制の整備等）国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

6) 自殺の地域診断に基づく地方公共団体の「自殺対策実行計画」の策定を義務づけること

▼同時に、地域の自殺対策関係者の実務的なつなぎ役となる「地域自殺対策コーディネーター」を配置したり、都道府県の枠を超えた市区町村の広域的な連携ネットワークへの支援を強化したりするなどして、「自殺対策実行計画」の策定を支援することが重要である。

▼第4条（地方公共団体の責務）地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

7) 個人情報の保護に十分留意しながら自殺対策に関わる政府の各種情報を広く公開し、現場の視点を生かした総合対策の立案及び検証を行うこと

▼総務省による自殺対策についての行政評価（平成24年6月22日）でも、「大綱に基づく各施策の効果の評価等は不十分」との指摘を受けている。施策の評価及び検証においては、現場で活動する民間団体等の視点を生かすことによって、現場のニーズに合った（ニーズにずれのない）総合対策の推進が可能となる。

以上